



2021年 5 月 26 日

各 位

東 京 都 港 区 港 南 四 丁 目 1 番 8 号  
会 社 名 アドソル日進株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 上田 富三  
(東証一部・コード3837)  
問 合 せ 責 任 者 取締役経営企画室長 後関 和浩  
(TEL 03-5796-3131)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第46回定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の内容

##### (1) 第 16 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、連結計算書類作成会社となりましたので、連結計算書類をインターネット開示の対象とすることを可能にするため、定款第 16 条の一部を変更するものであります。

##### (2) 第 24 条 取締役会の招集権者および議長

定款第 15 条（招集権者及び議長※）の条文と同様の規律とし、ガバナンスの適正化を図るため、定款第 24 条の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更内容を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び<u>計算書類</u>に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類及び連結計算書類</u>に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
--	--

ご参考

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 : 2021 年 6 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 2021 年 6 月 24 日 (予定)

以上